第13回かながわイーパーツリユースPC寄贈プログラム　申請書

申請受付日	受取センター担当者名
西暦　　年　　月　　日	

ﾌﾘｶﾞﾅ 団体名		ﾌﾘｶﾞﾅ 代表者名	印
ﾌﾘｶﾞﾅ 所在地	〒　　ー	登録している 支援センター	藤沢・茅ヶ崎・小田原・大和・座間・ 平塚・綾瀬・相模原・鎌倉・逗子 なし（地域：　　）
		電話番号 FAX 番号	
URL			
E-Mail			
ﾌﾘｶﾞﾅ 申請者		所　属 役　職	
連絡先	※日中必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話等）を、必ずご記入ください。		

1　団体の活動状況について教えて下さい

活動分野	**最もあてはまるもの**に一つ印をつけてください（複数回答**不可**） ☐ 保健・医療・福祉　☐ 社会教育　☐ まちづくり　☐ 観光　☐ 農山漁村 ☐ 文化・芸術・スポーツ　☐ 環境保全　☐ 災害救援　☐ 地域安全　☐ 人権・平和 ☐ 国際協力　☐ 男女共同参画　☐ 子ども育成　☐ 情報化　☐ 科学技術 ☐ 経済活動　☐ 職業・雇用　☐消費者保護　☐ 活動支援・連絡援助 ☐ 指定都市の条例で定める活動　☐ その他（　　）
活動歴	西暦　　年　　月から（活動年月：　　年間　　ヶ月）
スタッフ	無給の非常勤スタッフ（　　人）、　有給の非常勤スタッフ（　　人） 無給の常勤スタッフ（　　人）、　有給の常勤スタッフ（　　人）
団体資料	☐ 規約・会則・定款など団体のお約束事　☐ 役員名簿 ☐ **昨年度**の活動報告書　☐ **昨年度**の会計書類 ☐ 団体の活動がわかるもの（会報・パンフレット・チラシ等） 注：上記資料は貴団体の活動を知るため選考会にて使用させていただきます。 **各支援センターにおいて登録や更新時に上記書類を提出されている場合**は、 **「不足している書類」**をご提出ください。 **支援センターに登録されていない団体**は、上記の**「全ての書類」**をご提出ください。

昨年度の主な活動内容を教えて下さい	
現在取り組まれている事や今後の予定、課題を教えて下さい	

2　現在のパソコン利用について教えて下さい　あてはまるものに印をつけてください（複数可）

現在、団体の PC でお困りの事は何ですか？	□パソコンがない　□団体専用のパソコンがない □パソコンが足りない　□パソコンが古い □その他（　　）
現在、団体では PC をどのように使っていますか？	□使っていない　□Eメール □インターネットで情報収集　□事務作業 □その他（　　） ※現在団体で使っているパソコンの台数を教えて下さい（　　台）
E メールの利用状況を教えて下さい	□使っていない　□ほぼ毎日使っている □週に数回使っている　□月に数回使っている □ほとんど使っていない　□その他（　　）

3　寄贈を希望するパソコンについて教えて下さい

希望台数 ※詳細は応募要項をご覧ください。	種類	希望台数（台数上限 5 台）	メモリ増設オプション	希望多数の場合
	ノート 1 台/9,000 円	＿＿＿＿＿台	メモリ増設はありません	□ デスクトップでも可
	デスクトップ 1 台/5,000 円	＿＿＿＿＿台	＿＿＿台希望 （1 台につき+5,000 円）	□ ノートでも可
寄贈 PC はどなたが使いますか？	□団体のスタッフ　□ボランティア □団体の利用者 □その他（　　）			

PC 寄贈後サポートはどなたがされますか？	□団体のスタッフ　□ボランティア □団体の利用者 □その他（　　）
寄贈 PC の利用頻度	□毎日使う　□週に 3･4 回程度使う　□週に 1･2 回程度使う □月に 1･2 回程度使う □その他（　　）
寄贈 PC を使って、活動のどこをどう変えたいとおもいますか？ できるだけ詳しく書いて下さい。 ※別紙可	

4 その他

連絡事項、 補足事項等	

5 注意事項について ※申請される場合は、以下の事項について同意が必要です。

□ 以下の7項目に同意する。

1 寄贈に際して利用と廃棄に関する覚書をイーパーツと交わして頂きます。また、マイクロソフト社とライセンスに関する契約をして頂きます。覚書の内容は以下をご覧下さい。
http://www.eparts-jp.org/program/agree.html 詳しくは、イーパーツまでお尋ね下さい。

2 ライセンス発行手数料、送料等のご負担金及び、障がい者の PC 再生事業、Windows 及び Office の認証作業手数料として寄贈されたタイプの実費負担をお願いします。

3 Windows および Office は、パソコンにインストールした状態で寄贈します。再インストール用 CD-ROM は付属しません。再インストールは、イーパーツで行います。
その際、5,000 円のインストール手数料実費（送料込み）をご負担頂きます。通常の利用は Administrator ではないユーザを設定することをお薦めします。

4 寄贈されたパソコンの不具合は、寄贈後 1 ヶ月内であれば、初期不良として無償で対応いたします。

5 寄贈されたパソコンは、申請された目的以外には使用できません。また、寄贈を受けた団体以外への譲渡及び貸与はできません。

6 PC 寄贈後、1 ヶ月以内に「PC 受領書（PC 活用の様子の写真）」、1 年後に「活動報告書」を提出して頂きます。

7 寄贈 PC が不用となった場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い適正に廃棄して下さい。